

御殿場エコサポーター登録制度（御殿場市環境活動登録制度）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、御殿場市内で自主的な環境保全活動に取り組む市民、事業者、団体（以下「団体等」という。）を「御殿場エコサポーター」として登録し、その活動の情報を広く市民等に周知することにより、各団体等の相互のつながりを広げるとともに、地域における環境保全活動を活性化し、もって第三次御殿場市環境基本計画（以下「基本計画」という。）の推進を図ることを目的とする。

（登録の要件）

第2条 登録の対象となる団体等は、基本計画に規定する市・市民・事業者の取り組みに関連する環境保全活動に取り組んでおり、基本計画の推進に寄与すると認められ、かつ次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） この制度の目的に賛同する団体等であること。
- （2） 御殿場市内で環境保全活動を継続的に実施（実施予定）していること。
- （3） 営利を目的とする活動ではないこと。
- （4） 宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とした活動ではないこと。
- （5） 暴力団及びその構成員もしくはその関係者が行う活動ではないこと。

（登録の申請）

第3条 登録を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、御殿場エコサポーター登録申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

（登録の認定）

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認められるときは、御殿場エコサポーターとして登録をするものとする。

2 市長は、前項の登録をしたときは、申請者に対し、御殿場エコサポーター登録証（様式第2号）を交付するものとする。

（登録内容の変更）

第5条 登録を受けた団体等（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに御殿場エコサポーター登録変更届出書（様式第3号）を市長に届出するものとする。

(登録の廃止)

第6条 登録者は、解散又は活動中止などにより、御殿場エコサポーターの登録を廃止しようとする場合は、御殿場エコサポーター登録廃止申請書(様式第4号)により市長に申請するものとする。

(登録の取消)

第7条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消するものとする。

- (1) 登録者が前条の規定により廃止届をした場合
- (2) 第2条に規定する登録要件を満たさなくなった場合
- (3) 制度の目的に反するなど市長が登録に適当でないと認めた場合

(報告書の提出)

第8条 登録者は、御殿場エコサポーター活動報告書(様式第5号)により、活動実績を登録中の翌年度の4月末までに市長に報告するものとする。

(市の責務)

第9条 市は、登録者の活動内容などの情報を、広く市民等に周知されるよう広報活動に努めるとともに、登録者の相互のつながりを支援するものとする。

(庶務)

第10条 御殿場エコサポーター登録制度に関する庶務は、環境課において行う。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。